



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 1 3 2 号 令和元年 1 2 月 3 日発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 6	令和元年度クリーニング師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
5 4 7	令和元年度ふぐ処理師試験を実施する件	同
5 4 8	軽油引取税の特約業者の指定を取り消した件	税務課
5 4 9	徳島県産業廃棄物実態調査の目的等を告示する件	環境指導課
5 5 0	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
5 5 1	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 5 2	道路の供用を開始する件	同
5 5 3	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件	運輸政策課

徳島県告示第五百四十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 試験の日時  
令和二年二月四日（火曜日）午前十時から
- 二 試験の場所  
徳島市新蔵町三丁目八 徳島県東部保健福祉局（徳島保健所庁舎）
- 三 試験科目
  - 1 衛生法規に関する知識
  - 2 公衆衛生に関する知識
  - 3 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 四 受験資格  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 五 受験願書等の請求先  
徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県危機管理部消費者くらし安全局  
安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）
- 六 受験願書等の配布期間  
令和元年十二月十六日（月曜日）から令和二年一月十四日（火曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 七 受験願書等の提出期間  
令和二年一月六日（月曜日）から同月十四日（火曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留とし、同月十四日までの消印があるものに限りに受け付ける。
- 八 受験願書等の提出先  
受験者の住所を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあつては、徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課に提出すること。
- 九 受験願書の添付書類
  - 1 履歴書（市販のものに出願前六月以内に正面から撮影した写真を貼付すること。）
  - 2 受験票
- 十 受験手数料  
七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 十一 持参するもの  
受験票及び筆記具
- 十二 合格発表  
令和二年二月十三日（木曜日）に県庁西側掲示板及び県のホームページにて合格者の受験番号を発表する。

### 十三 得点の開示

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る。）

（は、合格者の発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間に、徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

### 十四 試験についての問合せ先

徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八・六二一・二二六四）  
、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局

徳島県告示第五百四十七号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号。以下「条例」といふ。）第七条の規定により、令和元年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和二年二月二十日（木曜日）午前十時十分から午後三時まで

二 試験の場所

徳島市徳島町城内二番地の一 徳島市中央公民館

三 受験願書の提出先

徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会

四 受験願書の受付期間

令和二年一月十五日（水曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。  
ただし、郵送による場合は、同月二十四日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

1 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第五条第三項の調理師免許証の写し

2 条例第八号各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3 写真（出願前六箇月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦の長さ三・センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。）

六 受験手数料

一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八 六二一 二二二九）又は一般社団法人徳島県調理師会（電話〇八八 六五四 三七五二）へすること。

徳島県告示第五百四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県東部県税局長が、令和元年十月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	住 所
山崎 哲	鳴門市北灘町栗田字山田七番地

徳島県告示第五百四十九号

徳島県産業廃棄物実態調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査の名称及び目的

1 名称

徳島県産業廃棄物実態調査

2 目的

徳島県廃棄物処理計画（第五期）策定の基礎資料とするため、平成三十年度の県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、その現状分析及び将来予測を行う。

二 調査対象の範囲

1 地域的範囲

県内全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類（平成二十五年十月改定）に掲げる大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業、大分類D 建設業、大分類E 製造業、大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G 情報通信業、大分類H 運輸業、郵便業、大分類I 卸売業、小売業、大分類L 学術研究、専門・技術サービス業、大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、大分類O 教育、学習支援業、大分類P 医療、福祉及び大分類R サービス業（他に分類されないもの）の事業を営む事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求めるとする事項

県内における産業廃棄物の発生、処理状況等

2 基準となる期日又は期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 報告を求めるとする者

二に該当する事業所（業種により全数又は無作為抽出による。）

五 報告を求めるとするために用いる方法

1 調査方法

郵送調査及びオンライン調査

2 調査受託者

株式会社日本環境工学設計事務所

東京都千代田区神田神保町二丁目七番地三

六 報告を求めるとする期間

令和元年十二月三日から令和二年一月八日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県告示第五百五十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
森下 正一	阿南市那賀川町三栗 二五番地	阿南市那賀川町大京 原一三五四番ほか二 筆	九、七七〇・〇〇
有限会社阿南農業サ ービス	同 上福 井橋本一番地四	同 上福 井下ノ川一七九番ほ か十二筆	一六、四八九・三〇
島村 幸一	同 新野町海老川 三三一番地一	同 新野町重友二 三五番ほか五筆	三、九二一・〇〇

二 認可年月日

令和元年十二月三日

徳島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 4 0		整理 番号
大利辻		路線名
同	三好市井川町河原五一九 六番一地先から 同 吉木四八二 九番地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・一〇・一二・三	三・三〇・六・六	敷地 の幅員 (メートル)
八三・三	八五・三	延 長 (メートル)



徳島県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 4 0	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
		大 利 辻	三好市井川町河原五一九六番 一地先から 同 吉木四八二九番 地先まで	八三・三	令 和 元 年 十 二 月 三 日

徳島県告示第五百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和元年十二月三日

橘港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市万代町一丁目一番地

二 埋立区域

1 位置

1-2工区 阿南市橘町西浜二〇〇番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち15の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び10の地点と15の地点を結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（D.L.プラス一・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八）の地点

15の地点 1の地点から一六七度四六分四三秒八三三・九五メートルの地点

14の地点 15の地点から一五六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

11の地点 14の地点から二四六度四三分四八秒六・〇メートルの地点

10の地点 11の地点から三三六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

3 面積 一、五一八・〇平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成十八年十二月七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百六十三号

四 竣功認可の年月日 令和元年十一月二十五日

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 阿南市